

第73回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成28年9月28日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 97 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 100 号 字区域の変更について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 1 号 平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 2 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 3 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 4 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 5 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 6 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 7 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 8 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 9 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 10 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 11 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 12 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 13 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 14 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 15 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18. 認定第 16 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 20. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。皆さん、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦勞さまです。

9 月 7 日の開会以来、決算特別委員会、本会議、常任委員会と、それぞれ慎重審議賜り、誠に御苦勞さまでございました。その間、敬老会、あるいは運動会といろいろな行事にも参加していただきました。それもあわせて御苦勞さまでした。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 97 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） 日程第 1、議案第 97 号、播磨高原広域事務組合規約の変更についてを議題とします。

議案第 97 号につきましては、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますが、この規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条により、「当該地方公共団体の議会は、議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されています。

9 月 7 日に本議案が上程された後、教育委員会に意見聴取をし、その回答を本日配付しておりますので、ご確認の上、審議をお願いいたします。

なお、総務常任委員会には、この回答を提出し、これを踏まえて審査をしていただいております。

それでは、委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、竹内日出夫君。

〔総務常任委員長 竹内日出夫君 登壇〕

総務常任委員長（竹内日出夫君） おはようございます。

それでは、第 73 回佐用町議会において、総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

委員会開催日時は、平成 28 年 9 月 21 日、午前 9 時 30 分から議員控室で開催いたしました。

委員会に出席を求めた者は、町長、副町長、総務課長、企画防災課長であります。

開催場所は、本庁第 1 庁舎西館の 3 階議員控室であります。

出席者は、欠席届を出されました西岡委員を除く委員全員と、当局より町長、副町長、総務課長、企画防災課長の 4 名で、事務局より局長、局長補佐であります。

第 73 回定例会で付託された案件は、議案第 97 号、播磨高原広域事務組合規約の変更についてであります。

報告は要点のみにさせていただきます。

挨拶の後、議案第 97 号の審査に入り、当局より追加説明として、規約第 12 条の変更については、平成 27 年 4 月 1 日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育長及び教育委員の任命方法について同法に準拠するよう規定を変更するものであります。

規約第 13 条の変更は、同施行令が改正されたことにより解職請求の手続きは地方自治法を準用し市町の選挙管理委員会が行うことから変更するものであります。

なお、同施行令第 14 条第 2 項において教育組合の教育長及び委員の任命資格に関する特例等により組合規約で定める選挙管理委員会が処理することとされており、管理者があ

らかじめ指定した市町の選挙管理委員会とするものであります。

付則については施行の期日を定めるもので兵庫県知事の許可のあった日とするものであるとの当局からの追加説明があり、質疑に入り、高原議会については、学校についても共同で運営する事務ということになっているが、実際には、佐用町の生徒や児童はいないので、実質的には佐用町は負担もないということですが、将来的に佐用町光都1丁目は、アパートですが、児童や生徒ができることも予想されますが、こういう場合はどうなるのか。これに対して、播磨高原事務組合で教育委員会の事務も一括してとり行っているが、佐用町からは高原東小学校に1名、中学校に2名通学しているが区域外ということで負担もないし、権限もない。それは暫定的な形で、将来的には2校区3校区が想定された中で組合はつくられている。実際には2校区も3校区も事業が休止されている。今の1校区の中で佐用町内に住宅ができて、そこを住居とする子供が学校に通うということになれば、播磨高原区域内の学校ですから学校に通うということになる。その時点で負担も生じてくる。負担することによって、佐用町も一体となって教育行政も行うことになる。

次に質疑で、教育委員会の組織運営に関する法律の中で、最も変わった総合教育会議が設置されて公共団体の長が招集することになっているが、この場合は管理者のことかとの質疑あり、これに対し、播磨高原の教育委員会には、町長は出ていない。管理者のほうで総合教育会議が行われているとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、全員賛成で議案第97号、播磨高原広域事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上、付託案件の審査報告とします。

なお、委員会審査の詳細については、事務局の委員会会議録をご参照ください。

以上で、報告を終わります。

議長（岡本安夫君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、委員長報告に対しての質疑及び、討論、採決を行います。

まず、議案第97号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第97号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第97号、播磨高原広域事務組合規約の変更については、原案のとおり、可決されました。

日程第 2. 議案第 100 号 字区域の変更について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 2、議案第 100 号、字区域の変更についてを、議題とします。

議案第 100 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君） おはようございます。

第 73 回佐用町議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を会議規則第 73 条の規定により報告をいたします。

付託日は 9 月 7 日、審査は 9 月 23 日に行いました。

委員会は、午前 9 時 25 分より議員控室で開催し、出席者は産業厚生常任委員全員と議長。

当局からは、町長、副町長、総務課長、農林振興課長、農林土木整備室長、同係長でございます。

事務局からは、局長と局長補佐であります。

議案第 100 号 字区域の変更について審議を行いました。

まず、当局側の農林振興課長に追加説明を求め、この変更は、平成 26 年度から実施をしている那手地区ほ場整備事業に関するもので、この整備は、区画整備面積が 3.1 ヘクタール、平成 26 年度着手し、昨年、平成 27 年度に面工事が完了をしている。

本年度は、既に入札が終了し、確定測量を実施、その後、換地処分から登記を完了させる計画を進行中で、換地処分の前段階であること、完了に伴い、従前地の中島字竹ヶ鼻 1071 番地の一部及び 1072 番地の一部が、中島字河原田に変更になるというものでございます。

質疑を求めたところ、資料図面がわかりにくいとの意見が示され、当局に再度詳しい説明を求めました。

その後、審査のため現地視察を実施いたしました。

現地では、工事内容、地主、進入路変更等有無の質問がされました。

視察終了後、10 時 20 分より議員控室において審査を再開いたしました。

まず、質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

続いて、討論を求めました。討論はありませんでした。

採決の結果、賛成に対して挙手全員で、本案について原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、委員会会議録をご参照ください。以上でございます。

議長（岡本安夫君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を行います。

まず、議案第 100 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 100 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 100 号、字区域の変更については、
原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 3. 認定第 1 号 平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 2 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 3 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 4 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 5 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 6 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 7 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 8 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 9 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 10 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 11 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 12 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 13 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 14 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 15 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て（委員長報告）

日程第 18. 認定第 16 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 3 から第 18 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

認定第 1 号から第 16 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、山本幹雄君。

〔決算特別委員長 山本幹雄君 登壇〕

決算特別委員長（山本幹雄君） おはようございます。指名がありましたので、決算特別委員会の審査報告をいたします。

審査日程としましては、第 1 日目、9 月 8 日木曜日であります。

時間は、午前 9 時開会、午後 3 時 19 分散会であります。

場所は、佐用町役場第 1 庁舎西館 3 階議場であります。

出席議員は、加古原議員、千種議員、小林議員、廣利議員、竹内議員、石堂議員、金谷議員、矢内議員、石黒議員、西岡議員、平岡議員、岡本安夫議員と、副委員長である岡本義次議員に、私、山本の 14 名であります。

説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、総務課長、企画防災課長、税務課長、住民課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、天文台公園長、上月支所長、南光支所長、三日月支所長、会計課長、教育課長、生涯学習課長、総務課総務人事室長、財政室長、まちづくり企画室長、農林水産振興室長、農林土木室長、道路河川事業室長、道路河川管理室長であります。

職務のため出席した者としましては、事務局長と事務局長補佐であります。

当委員会に審査を付託された案件は、認定第 1 号から認定第 16 号についてであります。認定第 1 号から 16 号までを審査いたしました。

それでは、まず、認定第 1 号、平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定から審査の結果を報告いたします。

なお、決算審査特別委員会は全議員出席の委員会であり、詳細につきましては、会議録を事務局で保管しておりますので、見ていただけたらと思います。

それでは、財産に関する調書では、質疑、基金、年度途中の増減で顕著な点として、減債基金 2 億 2,922 万 1,603 円。あるいは、過疎地域自立振興基金 2 億 3,051 万 8,833 円というふうに金額的に大きくなっているが、この基金の積み立てに当たっては、何らかのルールがあるか。

答弁としましては、今年度につきましては、任意積立金の財源を確保することができました。実質は 2 億 2,900 万円が決算年度で増となっているということで、財政調整基金は、減の 1,400 万円となっているが、27 年度は減債基金のほうが増額ということであげさせてもらっております。

一般会計、5 款、町税におきましては、質疑として、固定資産税、軽自動車税に対する不納欠損について処理というのが、時効消滅なのかどうか。

答弁といたしまして、固定資産税につきましては、3年経過による時効によるもので、軽自動車税におきましても、停止後3年による時効ということで、もう1つは、法15条の7に基づき停止後3年経過によります5年の経過を満たずに成立したということで、固定資産税、軽自動車税、それぞれ計上しております。

質疑、不納欠損は増える見通しか。

答弁としましては、年度によって、前後すると思います。その年度、滞納処分の執行によりますので、今の段階では、どちらとも言えない。

続いて、10款、地方譲与税、15款、利子割交付金、16款、配当割交付金、17款、株式譲渡所得割交付金、18款、地方消費税交付金、20款、ゴルフ場利用税交付金、25款、自動車取得税交付金、27款、地方特例交付金、30款、地方交付税、35款、交通安全対策特別交付金について審議いたします。

質疑としましては、地方交付税の見直し、見直しは、支所の加算。それから、増額。新たに市町村の標準団地面積を現行の160平方キロメートルから210平方キロメートルへの見直し。消防費や清掃費。地域振興費の単位費用の見直し。こういうふうに一本算定の見直しがされるということなんですが、将来的に、この会計には反映されないということですけれども、見直しは。

答弁としまして、26年、27年、28年と増額で上がっていき、その後、見直しをかけて、29年以降においては、28年度が1割減、基本的ですね、数字的には1割減で、あと3割、5割、7割ということで、2割ずつ減で、平成33年には終了ということで、加算額の増額を含めて、おおむね3分の1ぐらいが加算額で何とかカバーでき、6割から7割ぐらいの減が、当初から言えば、最終的に平成33年の減は今後、考えていかなければならないと試算はしております。

40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料では、質疑としまして、児童福祉費負担金、保育料の現年分が、27年度新たに、第2子以降の子供について、保育料を無料にしていくという中で、前年に比較して約4,500万円、単純に、決算額の比較ですが、少し増えている。所得の要因があると思うが、子供がたくさん生まれたわけではない。ちょっと、その点、予定していたより多い金額で保育料の前年決算額に比較すると減額になっていたの、説明をお願いします。

答弁としましては、児童福祉施設負担金の前年度の比較で、減額になっておりますのは、第2子の無料を、平成27年度から行っています。だいたい160名ぐらいの概算ですが無料ということで、金額として約4,000万円ぐらいは減額となっています。

質疑としまして、公共施設使用料を社会活動を活発にしていく上で、もっと減額してほしい。

答弁としまして、税の公平性という意味で、使用料は必要かと思えます。使用料の設定は、電気代とか、他市町と比べ、安い使用料を設定しています。

続きまして、国庫支出金については、質疑なし。

県支出金においても質疑なし。

その他歳入としましては、60款、財産収入、65款、寄附金、70款、繰入金、75款、繰越金、80款、諸収入、85款、町債については、質疑としまして、農業基盤整備事業補助金返還金の内容については。

答弁、東徳久地区で暗渠配水工事を実施し、それに伴う町の補助分を支払った分の精算について減額になって、補助が減額になったということで返還金という形で町に入れていただいた。

質疑としまして、行政の視察の年間受け入れはどれぐらいあり、その内容は、どんなものか。

答弁としまして、27年度、災害関係、2団体の12人の受け入れです。

質疑としまして、仕組債の配当は、今後、どういう見通しか。

答弁としまして、三井住友信託の運用の関係で3億円の信託を買い、99円以上だと3.35パーセント、為替レートが95.75円だと0.1パーセントの利息ということで、27年度終わりました、残り830万円ほどの利息が残っております。この9月20日に計算されて約500万円の利息が入ってくると思います。残り9カ月が入りますと、320万円になりますので、その残りの300万円も入ってきます。この分につきましては自動解約という格好で信託の運用は終了になります。

質疑としまして、上土幌町のふるさと応援基金、5,000人の町が、10億円、あるいは15億円の応援寄付金を集めていると、27年度の評価を、返礼の品をいろいろ取りそろえられていると、インターネットの利用、それから応援寄付金の目的は何に使うかと、そういうところを含めて、その評価を、まず、ここ数年の状況を伺いたい。

答弁としましては、19品目に増やし、今言われたように、ふるさとチョイスという、トラストバンクというところがやっているインターネットのサイトで募集をかけるようにした。例えば、人づくりで26年度で使ったものは図書館の図書を購入する。あるいは、紙すき用の粉碎機を購入するなど、集まってきた金額を、どのような形で有効に使っていくのか。あるいは、さらに集めるためにどうするのかという形で考えている。

質疑としまして、貸付金元利収入の中の滞納繰越分、収入未済額7,106万63円の関係での未済額は幾らか。収入済額17万7,192円、この貸付金は合併前の継続でしたものと思うが、徴収の見込みは、どのようになっていますか。

答弁としまして、今年も収納は17万7,192円、人数につきましては39人入っております。今後、滞納分、督促しておりますが、なかなか回収には至っておりません。今年度の実績として14万1,192円で9名です。今後、根気よく返済の義務を説明しながら、生活困窮者等に対しても、生活の支障のない範囲で返済を促す。

一般会計歳出では、議会費では質疑なし。

総務費では、町民の暮らし応援券実施事業補助金4,200万円の効果はあったか。

答弁としまして、商工会に業務委託しており、本町は、商工会に加入者230店の会員からも大きな効果があったと聞いています。

質疑、印刷製本費、特産品のパンフレットを英語版1万部、中国語版1万部の成果を出す活用方法は、どのように考えているか。

答弁としまして、町内への外国人の来町は非常に少ない。町内での活用は難しい。大阪とか、あちらのほうでのイベントに積極的に参加していきたい。

質疑として、姫新線利用促進費の5人以上のグループで、支給されていたが、往復だしていたのが片道とかで予算も縮小されたのか。予算いっぱい使っていたが、姫新線を利用していく上での費用の考え方はどうなのか。

答弁として、新型車両を増備し、乗車人員を回復したい。それに、基づいて佐用町としてできることはないかということで始めた事業です。現在、乗車数が300万人を超えたところです。予算が現在90万円であり、そのうちで30万円の執行です。さらに啓発をしていき、予算がないからではなくて、どんどん使ってもらいたい。

質疑としまして、人口ビジョン作成は、コンサルに任せず、職員がある程度わかっているので、資料の収集や分析は、その成果品を見て職員でやれたのではないか。

答弁としまして、職員もかかわり、コンサルの知見というものがあり、丸投げではありません。また、今回の地域創生の戦略計画では、これまでもないものを求められています。

質疑として、田舎体験事業、3世帯10人が転入され、1年間やってきて、改善すべき

との検証は出ているか。

答弁として、移住、定住、Iターン、その都度、いろいろな問題が出てきます。登記とか相続の問題であるとか、田舎体験事業、佐用にきて一なで、去年の実績で、3世帯10名の実績があります。行政が踏み込めないところまで、実質鹿青年部に踏み込んでもらい、3名、3世帯10名のうち、1世帯4名につきまして、民間の扱っている住宅に実績が生まれました。

質疑としまして、汚泥を肥料化するという土づくりは経費が高いから断念するのか。有機的なあれにふさわしくないからできないのか。それは、どちらかだったのですか。

答弁としまして、地方創生の先行型の補助金はいただき、実際、汚泥を使った土、この発酵させたものが、どんな土になるか試験をした。牛糞と混ぜた、ほかの物と混ぜたものと、これまでの有機堆肥と比べ大きな差がなかった。新しい施設をつくってまで、土づくりをすることは、一旦見合わせる。当面は、これまで使っていた、あさぎりコンポを中心に賄っていこうという方針である。

質疑としまして、コンビニ納税、住民票や戸籍謄本なんかの取得について、仕事帰りに役場い寄ろうとすれば、閉まってできない。職員のフレックスを設けたらどうか。

答弁としまして、昼も交代で6時の分もフレックスタイムという形で対応してくれていますが、今、非常に限られた人数で、いわゆる6時までの交代制、お昼も実際に交代してお昼の休みも設けずにやっているわけで、人数に限りがある。郵便等でもやっていますので利用してもらいたい。利用される方の工夫なり努力をお願いしたい。

質疑として、えん結び支援員を配置されて、非常に熱心な事業を展開をされているが、カップル成立後、ちょっとしたヒアリングをされ、アフターフォローがあるのは、大きな推進になると思うが、取り組みは、いかがか。

答弁としましては、今年度も同じように、委託して行いますが、実際にMeets!(ミーツ)という会をえん結び支援員がつくっていますが、男女登録していただき、その中で、女性の登録は少ないが、成婚に結びつけていきたいと考えています。

質疑としまして、監査委員の意見書の中で触れられた、指定管理制度収入不足分を繰入金で運営と、管理者としての経営努力不足を長年にわたり感じさせる例もあると。監査委員さんも言われている。どういう評価をしているか。

答弁として、ゆう・あい・いしい、地域の経営として出資をしていただいて、地域の方がパートとして出ていただき、これまで10数年経営をされてきた。施設の利益の上がるものではないだけに、今後、どうやっていくか考えていかなければならない。指定管理を返すというのであれば、町も受けざるを得ないという立場です。

続いて、民生費では、27年度について、同一労働、同一賃金という意味から、臨時職員の保育士については、臨時職員は正職員化を図るべきではないか。

答弁としまして、職員の処遇改善に取り組んでいきますが、同一労働、同一賃金は国全体、社会全体としての、そういうことを踏まえて考えていきたい。

質疑としまして、臨時職員は担任をしていないと聞こえたので持っていないのか。昨年までであったが。

答弁、育児期間中踏まえて、臨時職員で対応している場合はあります。

衛生費については、特定健診、延べ7,223人と出てますが、受診率は、どういうふうに取り組まれたのか。

答弁、相対的に横ばいの状況で推移しています。がん検診委託料は、5,137人と昨年より、若干、増えている状況です。

そして、農林水産業費では、質疑として、中山間等直接支払伸びないが、その原因は何か。中山間直接支払制度とか多面的機能いう町の将来にとっても有効なものであり、推

進状況はどうか。

答弁としまして、昨年度から2集落、協定は3協定減少したところです。新たに協定を結んだところもございます。

また、別の答弁として、5年に一度の見直しで、こういう制度があるのですよと、現在ですと、2万1,000円、反当として出ています。

質疑としまして、千種川漁業協同組合負担金40万円、これについて、町として負担金を出している。補助金を出して交付している団体についての、その状況については調査されたか。

今回、その総会があり、その中で総会に妨害があって、それで警察が、妨害行為に対する取り締まりがあった。最終的に、起訴になるか、今のところ、わかりません。何に使ったのかもわかりません。

30款、商工費では質疑として、町商工会の助成金2,672万円は、何に使っているのか。

答弁としまして、基本の主なものは、商工会を運営をしていくためのものです。青年部の特産品開発の取り組みとか、今の商工会だけの会費では組織運営ができないという実態が実際にある。

35款、土木費では、質疑としまして、龍山神社の下の事業で、倉庫が丸見えで風情を守る景観は考えられなかったのか。

答弁としまして、急傾斜地で、病院施設もあり、神社の木が倒壊して危なかった。地元の方は、残すよりは切っ飛ばしてほしいと同意をされたのではないかと思う。

町道、県道の雑草処理についてどうなっているか。決算はどうなっていますか。

答弁として、道路の維持費のところでは道路緑地帯等管理委託料で、307万889円を計上、各自治会等において、町道の路肩部分の草刈り、36団体のほうにおいて、部分的にはシルバーに委託して、草刈り等を行っております。

集落には、メートル当たり20円、集落間道路を管理をしてもらっております。

質疑としまして、大願寺本位田線、塩川橋上部下部工の未買収地、難しいと聞いているが、相手方との交渉はどうなっているか。

答弁としましては、現在、上部工までかかって、あと取り合いの道路の部分が、未買収のところが残っており、今、相続の関係で裁判になっている。それが決まれば、対応を考えていきたいと考えております。

続きまして、40款、消防費、質疑としまして、播磨科学公園都市消防業務委託料1,800万円、その後の赤穂市との協議はどうなったか。

答弁としまして、県民局副局長が中に入っていて、調整をしています。

そして、町長答弁では、平成30年に西はりま消防に移管をするということです。既に、今年度の準備として、人の受け入れ、新人職員の採用等をし計画を完了したいと思っております。

続きまして、45款、教育費、質問として、質疑として、学校の先生の健康問題について伺います。

答弁として、精神的、また、体力的なものを含めて、現在のところ、今年度につきましては、休職者はございません。みんな現場復帰しています。

質疑として、子ども歌舞伎には、3月まで執行できるのか。先生が亡くなったと聞いたが。

答弁としましては、今後、どういうふう運営していくのか、協議していただきました。7月先生が亡くなり、今年いっぱい保護者会で、自主練習に入っています。これから子供の数と育成者の問題というのは頭の痛いところです。

続きまして、50款、災害復旧費、質疑なし。

55款、公債費、質疑なし。

60 款、諸支出金、質疑なし。

80 款、予備費、質疑なし。

その他の関連資料の質疑なし。

以上、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結し、討論に入る。

討論では、反対討論あり。

反対討論では、認定第 1 号、平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

まず、福祉の向上の面では、交通弱者が増加する中、外出支援サービス、さよさよサービスの毎日運行など、業務の見直し、福祉タクシーの利用制限の緩和など、利用者の利便性の向上に努めるべきでした。

保育士の正職員化は保育の資質向上を図るもので、同一労働、同一賃金の観点からも保育士の正規雇用拡大に取り組むべきでした。

また、保健師は保健・医療・福祉の充実に重要な役割を果たしています。増員を図るべきでした。

そして、健康で長寿を喜べる町づくりのために特定健診、健康診断の充実と、この結果を踏まえた健康づくりの取り組みは不十分なものでした。

文化スポーツの発展を支援するためにも、町民の施設使用料の減免拡大に取り組むべきでした。

商工業の発展の面では、町内商工業者の支援として、全国的に取り組まれている住宅リフォーム制度を導入するべきで、賃金単価を保障し入札を適正化していく上で有効な公契約条例を制定すべきでした。

商工振興の業務は商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、商工業者の声を町の責任で直接把握し、それを商工振興施策に生かすべきでした。

また、県が制定したように、町でも中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援が必要でした。

農業では、農業特産品の育成を強め、J A、県農業改良普及センターとも連携し、未耕作地対策など実行性のある農業振興への取り組みが必要でした。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、農商工業の振興に不十分な決算であったことを指摘して反対とします。

賛成討論では、一般会計決算に賛成の立場で討論を行います。詳細については、本会議で述べるとのこと。

続いて、採決に入る。採決、平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、挙手多数、原案どおり可決されました。

午後 3 時 19 分、第 1 日目は散会する。

第 2 日目は、特別会計の決算審査、9 月 9 日、午前 9 時開始、場所、出席者は、第 1 日目と同じであります。

認定第 2 号、平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出ともに質疑なし。討論もなし。採決の結果、挙手全員、原案どおり認定されました。

認定第 3 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑では、質疑、収入未済額、昨年度は 7,900 万円余り、今年度は 7,600 万円と下がったが、この要因については、どのような認識か。

答弁としましては、滞納を減らすべきことで、収納対策プランというもの、推進プランを設けて、税務課とともに、特に滞納部分につきましては、取り組んで結果であらわれてきたということで、数字としては、いい数字が出た。

質疑としまして、不納欠損については、今回、増えているのですが、前年度が 35 万円

から、今度は 240 万円ですから、大幅な増額で、この点ではどうか。

答弁としまして、不納欠損につきましては、今年度、総額で 246 万 9,000 円余りということで、件数的には 22 件、人数は 19 名の方の不納欠損です。内容的には税務課のほうで執行停止していただき、その執行停止後 3 年経過による欠損部分が 8 件、188 万 256 円。そして、執行期間中に時効の完成によって欠損が 14 件、58 万 8,831 円というところの状況となっています。

質疑としまして、加入者と滞納者、あるいは納付の相談の中で子供とかにも相談しているのか。

答弁、現在としては、しておりません。

歳入の質疑については終結し、歳出の質疑に移る。

質疑、特定健診調査委託料について、疾病状況の把握はどうか。

答弁として、今、各地で結果説明で説明させてもらっています。該当する方にご案内申し上げ説明し、また、今後のケアについて、いろいろと保健師、栄養士等が指導を行っている最中です。一番多い疾病は、総合失調症型の障害といったような疾病が。2 番目は、脳性麻痺。第 3 位はてんかん。4 位は気分障害、うつ病とかといった精神疾患的なものが結構、医療費としては多いところもある現状です。

歳入歳出決算の質疑を終結し、続いて討論に入る。

まず、反対討論あり。反対討論では、認定第 3 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

反対の理由は、国保税の負担軽減に背を向けています。国保税は、平成 24 年に平均 10 パーセント、1 万 3,776 円引き上げ、25 年には 6 パーセント、7,741 円引き上げています。

国民健康保険法は、第 1 条で、社会保障及び国民保健のための制度であるとし、先ほど、町長が言われたように、4 条では運営責任は国にあることを明記しています。このことから、国庫負担分を引き上げて、町加入者の負担割合を抑えることが第一義であり、町としては、一般会計からの繰り入れで保険税を引き下げるべきであった。以上、反対討論とします。

続いて、賛成討論あり。詳細については、本会議で述べさせていただく。

続いて、採決に入る。歳入歳出決算の認定は、挙手多数と認め、原案のとおり認定。

続いて、認定第 4 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、まず、歳入の質疑では、質疑、後期高齢者医療保険料の不納欠損と収入未済額について、この要因について。

答弁としまして、不納欠損ですが、1 件 2,683 円です。町外転出をされて、転出先において事情で徴収できないような状況になり、時効で 1 件、不納欠損として。収入未済につきましては、現年分につきましては、17 名で 50 万 5,307 円ということ。滞納者の分は、12 名で 151 万 2,752 円。納付相談を受けたりしながら、納入について依頼をしているところです。人員的には 23 人です。

歳入の質疑を終結し、歳出に移る。歳出質疑なし。

続いて、討論に入る。

反対討論あり、反対討論では、75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険にする制度です。診療報酬を別立てにして、病院が医療行為をすればするほど赤字になる制度となっています。

また、さらなる保険料の値上げなどは死活問題です。直ちに老人保健事業医療制度に戻すように国に求めるべきです。以上を指摘して、反対討論とする。

続いて、賛成討論あり。詳細は本会議で述べる。

続いて、採決に入る。採決、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第5号、平成27年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、まず、歳入から、質疑としまして、収入未済額は、前年度等を比較しますと、前年度が749万5,000円。今年度は809万円ということで、少額ではありますが増えています。認識はどうか。

答弁としまして、普通徴収の新たに65歳以上に到達された方は多くあり、毎年300人を超える方が65歳以上に到達している。それまで勤め先なり、国民健康保険税なりで無意識のうちに介護保険料を納められていた方々ばかりで、介護保険料の納付書が行っても、なかなか理解されていない。うっかり滞納というのが増えているように感じる。

質疑として、特別徴収の方は、年金天引きですから、重税感は、どうでしょうか。

答弁として、相談を受けたところ重税感は聞いていません。

続いて、歳出に移る。

この27年度には、改定されものは、1つは介護報酬の改定でした。マイナス2.27、内訳は、介護職員の処遇改善、これはプラス1.65。それから、介護サービスの充実が0.56。それから、マイナス面としては、その他として4.48ということで、介護報酬が2.27のパーセントの報酬引き下げでしたけれども、これについて事業所の経営実態とか、そういうふうなことを把握されていますか。

答弁として、事業所としては、これは地域密着型の事業所に限るのですが、毎月、定例的に推進会議というのをもって、細かく報告を受けてやっている。入所定員いっぱいと言いますか、そういう空のない状態で、それぞれ運営されているので、経営状態は、それぞれいいというふうに感じている。

歳出に対して質疑なし。

続いて討論に入る。

反対討論あり。後期高齢者医療制度は、2008年に成立したのですが、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険にする制度で、高齢者に必要な医療行為が受けられる保障がない。また、さらなる保険料の値上げなどは死活問題です。直ちに老人保健事業医療制度に戻すように国に求めるべきです。以上を指摘して、反対討論とする。

続いて、賛成討論あり。詳細は本会議で述べる。

続いて、採決に入る。採決の結果、挙手多数で原案どおりと認定。

続きまして、認定第6号、朝霧園特別会計、歳入歳出ともに質疑なし。討論もなし。直ちに採決に入る。挙手全員、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第7号、簡易水道事業特別会計歳入歳出ともに質疑なし。質疑を終結し、直ちに討論に入る。討論なし。直ちに採決をし、採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定する。

続きまして、認定第8号、特定環境保全公共下水道事業特別会計の審議に入る。

質疑、収入未済額384万6,000円、昨年も同額なので実態はどうか。

答弁としまして、公共ますの設置をしながら、未接続の方が18名おられます。合併後、このような数字が毎年上がっています。再度調査して、接続を促しながら、それぞれ対応していきたいと思います。

続きまして、歳出。歳出につきましては、質疑なし。

続いて、討論に入る。討論なし。

直ちに採決に入る。採決の結果、挙手全員。原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第9号、生活排水処理事業特別会計歳入歳出ともに質疑なし。討論もなし。採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定。

続きまして、認定第10号、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出ともに質疑、討論なし。採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定。

続きまして、認定第 11 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入の審議に入る。

質疑、予算のところ、サッカー合宿というのが、かなりの比率を占めているというふう
に思うのですが、全体でのサッカー合宿の宿泊料の内訳は。

答弁としまして、現在、手持ちの資料を持っていませんが、宿泊料全体としましては、
昨年から言いますと、今年度、27 年度、400 万円ほど伸びている。

質疑としては、トータルでわかりませんか。

答弁としまして、3 月末トータル集計は、出ていませんが、10 月 31 日現在で 5,541 人、
一般宿泊が 1,055 人、サッカー関係が 3,467 人、サッカー以外のスポーツ関連の利用者が
1,019 人ということで、サッカーを含む、スポーツ関係の宿泊者が 4,486 人ということで、
80.96 パーセントというふうになっています。

歳出については、質疑、討論なし。

採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 12 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出ともに質疑な
し。討論もなし。採決については、挙手全員、原案のとおり認定。

続きまして、認定第 13 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入についての審
議に入る。

質疑、財産売払収入で当初予算では 2,200 万円余り計上している。売払ゼロ。27 年度は、
その売るための努力をどのようにされたのか。

答弁として、町外の I ターンとか U ターンの方に、家を探したり、もしくは、空地もあ
りますよと PR している。成約までには至っていないのが現状です。

歳出について、質疑なし。討論もなし。

直ちに採決に入る。挙手全員、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 14 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出ともに質疑
なし。討論もなし。採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 15 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出ともに質
疑、討論もなし。採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 16 号、平成 27 年度佐用町水道事業特別会計歳入歳出ともに質疑な
し。討論もなし。採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定されました。

全ての案件が審査終了しましたので、午前 11 時 23 分閉会しました。これで報告終わり
ます。

議長（岡本安夫君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、認定第 1 号から
順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしく願います。

まず、はい、

[平岡君「休憩をお願いします」と呼ぶ]

議長（岡本安夫君） 休憩？はい、

[平岡君「しゃべってもいいですか」と呼ぶ]

[山本君「それだったら、動議として休憩出さんと（聴取不能）」と呼ぶ]

議長（岡本安夫君） 今、休憩の動議出ましたが、

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 異議なし、はい、お願いします。どうぞ。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解きまして、先ほど指摘された部分についての修正をもう一度お願いします。討論。

決算特別委員長（山本幹雄君） もう一度します。

〔決算特別委員会 山本幹雄君 登壇〕

決算特別委員長（山本幹雄君） 私の反対討論が一部間違っていたということで、指摘がありましたので、もう一度反対討論を、認定第5号、佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の反対討論を行いました。

介護保険料は、平成27年度に標準月額5,100円から500円引き上げております。加入者の負担を増やすもので認められません。介護保険料の増額を抑えながら、介護の基盤を強化し、持続可能な制度とするために、国庫負担割合の大幅引き上げが第一義ですが、厚生労働省は、自治体の独自減免を禁止しておりません。一般会計からの繰り入れで介護保険料軽減に取り組むべきでありました。以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） ただ今の報告のとおり、委員長報告、介護保険の反対討論の部分について修正されましたので、それを確認しておきます。

それでは、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず、認定第1号、平成27年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 先ほど述べられました、報告ありました決算認定の特別委員会と同様の討論ですけれども、認定第1号、平成27年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

本決算は、学校給食費の半額助成や地元産食材の使用拡大、保育園、幼稚園、学童保育の保育料の第2子からの無料化や小中学校の副教材費相当額の商品助成など一定評価できますが、以下に全体の問題点を述べます。

まず、福祉の向上の面では、交通弱者が増加する中、外出支援サービス、さよさよサービスの毎日運行など、業務の見直しと、福祉タクシーの利用制限緩和など、利用者の利便性向上に努めるべきでした。

保育士の正職員化は保育の資質向上を図るもので、同一労働、同一賃金の観点からも保

育士の正規雇用拡大に取り組むべきでした。

また、保健師は保健・医療・福祉の充実に重要な役割を果たしています。さらに増員を図るべきでした。

そして、健康で長寿を喜べる町づくりのために特定健診、健康診断の充実と、この結果を踏まえた健康づくりの取り組みは不十分なものでした。

文化スポーツの発展を支援するためにも、町民の施設使用料の減免拡大に取り組むべきでした。

商工業の発展の面では、町内商工業者の支援として、全国的に取り組まれている住宅リフォーム制度導入と、賃金単価を保障し入札を適正化していく上で有効な公契約条例を制定すべきでした。

商工振興の業務は商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、商工業者の声を町の責任で直接把握し、それを商工振興施策に生かすべきでした。

また、県が制定したように、町でも中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援が必要でした。

農業では、農業特産品の育成を強め、JA、県農業改良普及センターとも連携し、未耕作地対策など実行性のある農業振興への取り組みが必要でした。

町財政は、将来負担率がマイナスになったことに見られるように、これらの施策を実施できるもので、今、住んでいる住民のために充てるべきでした。

以上、町民の負担軽減、福祉の充実、暮らし応援、農商工業の振興に不十分な決算となっていることを指摘して反対いたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 平成27年度佐用町一般会計決算に賛成の立場で討論いたします。

平成27年度決算においては、小学校施設整備や南光地域保育園建設などの重要課題が着実に実行され、さらには、国保会計や介護保険会計、下水道会計などに総額約18億円超の繰り出しを行い、住民負担の軽減に大きな成果を上げています。

さらに、起債の繰上償還を行い、実質公債費比率を昨年を引き続き良化させながらも、実質収支を約3,700万円の黒字にするなど、総合的に判断して健全な財政運営が行われていることが認められることから、賛成討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、認定第1号、平成27年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第2号、平成27年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第2号、平成27年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第3号、平成27年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。
まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 認定第3号、平成27年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。
反対の理由は、国保税の負担軽減に背を向けていることです。
国保税は、平成24年に平均10パーセント、1万3,876円引き上げ、25年には6パーセント、7,741円引き上げています。
国民健康保険法は、第1条で、社会保障及び国民保健のための制度であるとし、4条では運営責任は国にあることを明記しています。このことからして、国庫負担分を引き上げ、町加入者の負担割合を抑えることが第一義ではありますが、町としては、一般会計からの繰り入れを増やし、保険税を引き下げるべきでした。
以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

[加古原君 挙手]

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 認定第3号、平成27年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。
この特別会計は、平成27年度において総額25億円を超える会計となっております。
歳出の大半を占める保険給付費は、およそ15億8,000万円で、昨年度より減少はしておりますが、依然高いところで推移しております。
一方、国民健康保険税において収納率がアップしたものの、その額は、およそ3億6,000

万円と伸び悩んでおり会計の運営に相当の苦慮があったと思います。このため一般会計から赤字補填分の繰り入れ 3,705 万円を含めて、1 億 7,000 万円余りの繰り入れを行い、被保険者の負担軽減を図りながら 272 万円の黒字決算を結んでおります。

このことは、十分に認定に値する内容であると申し上げ、決算認定の賛成討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 3 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、認定第 3 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 4 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 4 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は 2008 年から 75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険にする制度で、診療報酬を別立てにし、病院が医療行為をすればするほど赤字になる制度となっており、高齢者に必要な医療行為が受けられる保障がありません。

また、後期高齢者保険料は 26 年、27 年度で均等割で 4 万 6,003 円から 1,600 円引き上げて 4 万 7,603 円に、所得割を 9.14 パーセントから 0.56 ポイント引き上げて 9.70 パーセントにし、最高限度額は 55 万円から 2 万円引き上げ 27 万円になっています。

保険料は、高齢者人口と医療費が増えるのに伴い、2 年ごとに引き上げるになっている仕組みです。年金削減のもと、高齢者にとって保険料の値上げは死活問題です。少なくとも、直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきです。

以上指摘し、反対討論とします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この特別会計は、75歳以上の後期高齢者の方と、65歳以上の前期高齢者で一定の障害のある方を対象とする医療保険制度を運営するための会計です。

後期高齢者医療制度は、高齢化が進み医療費が増えていく中、国民皆保険制度を維持していく上で、県の広域連合に運営を一元化し、若者と高齢者の分担ルールのもと、高齢者分を高齢者全員で公平に負担する仕組みをとっております。

特別会計の歳出のほとんどは、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため高齢者医療制度の維持のために必要な財源として使われております。以上、申し上げ決算認定の賛成討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに討論、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、認定第4号、平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第5号、平成27年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 認定第5号、佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

介護保険料は、平成27年度に基準月額5,100円から500円引き上げております。ますます、加入者の負担を増やすもので認められません。介護保険料の増額を抑えながら、介護の基盤を強化し、持続可能な制度とするためには、国庫負担割合の大幅引き上げが第一義ですが、厚生労働省は、自治体の独自減免を禁止していません。一般会計からの繰り入れで介護保険料軽減に取り組むべきでありました。

以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 認定第5号、佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の討論をさせていただきます。

制度運用開始から16年を経た介護保険事業は、現在、平成27年度から平成29年度の

3カ年にわたる第6期介護保険事業計画に基づいて運用をされております。

佐用町の現状は、高齢化が進み多くの被保険者である方々が生活をされています。また、その現状に対応できるよう介護福祉施設も充実し、介護サービスを受けやすい環境にあります。しかし、これが反面、給付額の増額に直結するという懸念材料でもあります。

平成27年度決算においては、一般会計から3億6,632万8,000円を繰り入れることにより、安心してサービスを受けられました。今後も厳しい財政運営が続くと思われませんが、今後も介護予防の重点化にも注力しつつ、適正かつ住民が安心できる制度の運用を求め賛成の討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、認定第5号、平成27年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第6号、平成27年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第6号、平成27年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第7号、平成27年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第7号、平成27年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第8号、平成27年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第8号、平成27年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第9号、平成27年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第9号、平成27年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第10号、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第10号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第10号、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 11 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、
討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘
荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第 12 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、
討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号、平成 27 年度佐用町歯科保
健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第 13 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 13 号、平成 27 年度佐用町宅地造
成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第 14 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第 15 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 15 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 15 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第 16 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 16 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 16 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 19 に入ります。
日程第 19 は、閉会中の委員会所管事務調査等についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 20. 議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 20、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議された案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 73 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。
閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。
今期定例会は、9月7日から本日まで、22日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。
その間、平成 27 年度決算認定や、平成 28 年度補正予算等、多くの案件をご審議賜り、誠にありがとうございました。
特に、決算特別委員会の山本委員長、岡本副委員長、大変ご尽力いただき、御苦労さまでした。
また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、季節もいよいよ秋たけなわとなり、町内各地で秋祭り等の行事も多数予定されております。
議員各位におかれましても、体調に十分留意いただき、ますます議員活動にいそしんでいただきますよう、よろしく申し上げます。
また、町当局におかれましても、町発展のために一層ご尽力いただきますようお願いいたしまして、閉会の御挨拶とします。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、9月定例会、閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会に提案させていただきました案件につきまして、それぞれ長時間にわたりまして慎重に審査、また、審議を賜り、それぞれ認定、また、可決、決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

審査、また、審議の中でいただきましたご意見、ご指摘につきましては、今後の執行にあたりまして、それぞれ担当部署においても十分に改善、努力するように努めてまいりたいと思っております。

こうして9月が、もうあと残り3日、今日入れて3日ということになります。

非常にこの9月天候が不順で稲刈りも始まっておりますけれども、なかなか稲刈りができないというような状況が続いております。秋雨前線がこのようにずっと停滞し、しかも次々と台風が発生をするというような状況でありまして、1日も早く本当に秋らしい天候に回復することを願っておりますけれども、台風18号は、今また発生をして、今度の予報、予想進路を見ますと、かなりまた接近するのではないかなというふうに思います。

10月に入っても天気予報では、まだまだ、こうしたうっとうしい、ぐずついた天気が続くような予報になっておりますけれども、先ほどお話のように、秋の取り入れ、秋祭りとか、10月にもいろんな行事も予定をされております。1日も早い回復を祈りたいと思いません。

こうして、9月終わりますと、28年度も上半期が終わります。もう10月から下半期に入るわけでありまして、今年度予定をしております、計画しております事業等につきましては、おおむね計画どおり進めているつもりであります、遅れないように、しっかりと今後また、28年度事業として取り組んでまいりたいと考えております。

1つは、昨年度から策定を行っております佐用町の総合計画につきまして、おおむね、今、取りまとめを行っておりますけれども、パブリックコメント等も行いながら12月議会には議会に提出をさせていただけるように進めていきたいと思っております。

また、大きな事業として取り組んでおります今年度の南光地区の保育所の建設に当たりまして、非常に天候がこうして悪くて、若干、予定より遅れ気味ではないかなと思うんですけれども、もう基礎工事も終わりました、鉄骨の建て方を今月の、9月の末に行う予定でしたけれども、この雨で、ちょっとどうなるかわかりませんが、まだまだ十分工期はありますので、しっかりと事業を進めてまいりたいと思いません。

また、IDECと佐用町とで共同で取り組んでおります三土中学校跡地での農業施設につきましても、既に基礎工事に着工をしております。この今年中に施設の建設を終えて、第1回目の作付に向けて年明けぐらいからはスタートしたい。そのように思っております。これも非常に天候の加減で少し前後しておりますけれども、予定どおり事業を進めてまいりたいと考えております。

次々と地方創生における、絡みのまた新たな国からの交付金等の提出の要請もあります。そういう交付金等活用しながら、また、年度途中ですけれども、新たな事業にもできる限り活用しながら取り組んでいきたいということで、そういう点につきましても、また、議会のほうにも、いろいろとご説明申し上げ、また、ご意見を賜りたいと考えておりますけれども、ぜひ今後とも、ひとついろいろとご指導いただきますようによろしくお願ひします。

季節が非常にこういう不順な天候で季節の変わり目でもあります。それぞれ、健康に十分ご留意をいただきまして、佐用町発展のために、ますます、それぞれがご活躍を賜りま

すように、よろしくお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。
誠にありがとうございました。

議長（岡本安夫君） それでは、皆さん、御苦労さまでした。これもちまして閉会しま
す。

午前11時08分 閉会
